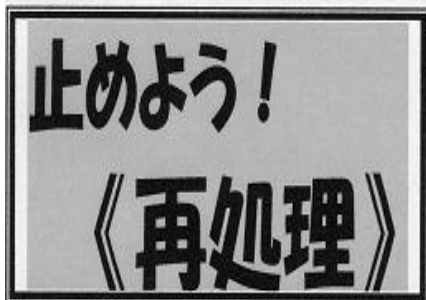


三陸の海を放射能から守る
岩手の会 (略称) **三陸の海・岩手の会**
 郵便振替 02240-5-102650
 ホームページ 《再処理 / 岩手の環境》
<http://sanriku.my.coocan.jp/>
 《本紙の全バックナンバー掲載》



《**天恵の海**》
 2020(令和 2年)
 9月 15 日
 第 210号
 編集事務局 S.Oshida
 TEL・FAX 019-623-1636

豊かな三陸の海を守る会 (略称: 豊三海) 総会

私達の町や村に 放射性廃棄物を持ち込ませない 条例を!



豊三海総会

**力強い意気こみ
放射性廃棄物を持ち込
ませない条例制定運動**

菅野和夫事務局長が議案を説明しました。
 『豊三海』の方針にもとづき昨年四月以来沿岸各自治体を訪問し地元議員や行政当局との意見交換を行い条件の整った自治体から請願書提出が始まりました。うち宮古市議会議では十二月に本会議で満場一致採択され、六月議会で『宮古市に放射

豊かな三陸の海を守る会は七月十二日宮古市で総会を開催しました。招待を受けて私達「岩手の会」から三名が出席しました。総会の様子を報告します。

『豊三海』会員の皆さんは、十五周年を記念し不撓不屈の心でさらに運動を進めることを確認していました。挨拶に立った横田有平共同代表は「私達の町や村に放射性廃棄物を持ち込ませない条例」を制定する請願運動を始めました。宮古市、釜石市、普代村の議会で可決され、うち宮古市と釜石市では既に条例が制定され施行となりました。子孫にきれいで豊かな海を残すために頑張ります」と挨拶しました。請願書が既に提出された大槌町、野田村、田野畑村では六月議会から、久慈市、岩泉町では九月議会で審議が始まっています。残る四自治体にも請願書が提出される見通しで、沿岸十二市町村全てで同条例を実現する運動が前進しています。

総会の後、講演会と懇親会が行われました。
 (記事まとめ・尚)

原発事故汚染水海洋投棄阻止! 福島県民の運動に連帯しよう!

性廃棄物を持ち込ませない条例」が全会一致可決成立しました。釜石市議会議では、六月議会で釜石市長提案の『釜石市に放射性廃棄物等の持ち込み拒否に関する条例』が全会一致で制定されました。また普代村議会議でも請願が可決され十二月議会で「条例案審議」がなされる予定です。

注 「資料 全国の核関連施設・廃棄物拒否条例」
 ・宮古市・釜石市の条例本文は四・五頁にあります。
<http://ksueda.eco.coocan.jp/jyourei2.html>

福島原発事故汚染水海洋放出阻止は 六ヶ所再処理工場汚染水放出阻止の前提

福島第一原発では事故原発冷却の汚染水が発生し続け貯蔵タンクの増設がなされています。増設分の敷地が確保できないとして、政府と東電は最も安易で安上がりの「海洋放出」を画策し始めました。

全国漁業協同組合連合会は『海洋放出断固反対特別決議』を挙げました。福島県内市町村議会議でも反対決議が次々に挙がっています。

豊三海総会では全漁連の特別決議に連帯し、福島汚染水放出阻止を闘うとしました。福島事故汚染水を遥かに上回る量のトリチウムが放出される六ヶ所再処理工場から海を守るために強力に闘うことが確認されました。

**十五年間を回顧して
講演や集会 収集資料**

総会議案書には『十五年間の活動抜粋記録』が載っていました。運動の蓄積が確信されます。

◇**主な講演会**
 水口憲哉氏(盛岡、宮古、陸前高田、山田、気仙沼、仙台市) 広瀬隆氏(宮古二回) 山田清彦氏(宮古)

◇**請願書・要請行動**
 「海に放射能を流さない法律制定」釜石市を除く三二市町村議会議で請願採択・国会要請

◇**集会** 三陸の海を守る市民集会 in 宮古。おしどりマコ&ケン口演会

◇**原燃HP監視・資料**
 再処理工場放射性物質液体気体放出量(試験操業中の累計)・・・トリチウム液体放出、本年五月迄で二一八七兆ケル(内二二七兆ケル)は二〇〇六・〇八年度の三年間。

◇**放射能汚染反対看板設置管理** 四箇所。

記念講演 六ヶ所工場の現状と問題点



永田文夫さん

新規制基準審査 論点を残したまま 合格はありえない

「六ヶ所再処理工場の事業変更申請について、「許可」が決定されました。講師の永田文夫さんは、審査は論点を残したままであり申請は不合格であるべきと述べました。当日資料は以下のURLにあります。
<http://sanriku.ny.coocan.jp/200712niyako.pdf>

プルトニウム残留、 貯槽の臨界を審査せず

今年三月岩手の会で、審査会への原燃提出資料を検討した結果、高レベル廃液の二種四貯槽についてプルトニウムが臨界量以上含まれることが明らかにになりました。このことについて審査せずに終了しています。

高レベル放射性廃液 蒸発・乾固後を審査せず

再処理工場は原燃の使用済み核燃料からプルトニウムを取り出す化学工場です。プルトニウムを取り出す過程で発生する高レベル放射性廃液は、不安定な液体状態で強い放射線を発しています。冷却が止まると沸騰、蒸発乾固、溶融、放射能の大放射が起きます。しかし審査は蒸発乾固までの審査で済ませました。これは不都合な事実を無視する暴挙です。

基準なし 大量のトリチウム放出

六ヶ所再処理工場からのトリチウム放出年管理目標値は九七〇〇兆ベクレル。福島貯蔵汚染水の一三倍を一年間に放出することが容認されています。これだけ放出し「廃液による被曝量は年間〇・〇〇一九ミリシーベルト」(注)で問題なしとして垂れ流

(注)2020.5.13原子力規制委員会資料「審査書案の概要」P6(冷却期間一五年)

しを容認する。規制委員会とは名ばかりです。
問われる
「技術的能力と姿勢」

高レベル廃液の危険性を低下させるため、廃液をガラス固化しています。が白金族問題のため失敗が続いています。その結果、予定の廃液量の六割ほどしかガラス固化出来ていません。また英国からの返還固化体の約二割のセシウム137の閉込め量となっています。しかし、原子力規制委員会

福島原発事故トリチウム汚染水への提案 正石問滋さん 除去装置を義務化せよ!

海洋放出を許す方法はある

トリチウムの減衰を待つ
トリチウムの半減期は約一二年。現在の一千分の一に減衰するのは一〇〇年後。何とか持ちこたえて保存できる年数かもしれません。

トリチウム除去技術

トリチウムの除去装置はロシアで開発済みですが、汚染水の処理方法の候補にすら挙げていない。海洋放出しかない。

発足の混乱期に原燃は国にガラス固化試験が成功したと報告しています。他に溶融炉のレンガ剥離、高レベル廃液セル内漏洩、濃縮蒸発缶穴あき運転、落雷による二七〇もの計器の故障、副社長ぐるみの虚偽報告など原子炉等規制法四四二第一で求められる再処理事業者として事業遂行の技術的能力はありません。私達は、審査の不合理を指摘し、徹底追及し国民の安全を勝ち取らねばなりません。

「有機結合型トリチウム」となり体の組織に紛れ込み、ベータ線を出し続けDNAを傷つけるだろう、とか。

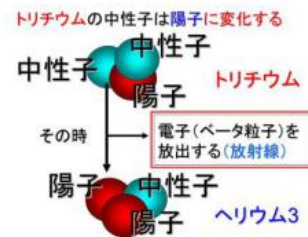
トリチウムは何故危険?

懇親会でも話題

十五周年を記念して懇親会が開催されました。横田ご夫妻の手作りの取り立て昆布料理が大人気。



三陸海岸産
昆布の料理



天恵の海第162号参照

しかし、懇親会ではこのおいしい昆布料理が、トリチウムで汚染されてしまったそれを食べたら実害はないのか? 大丈夫だという参加者はなかったが、科学的根拠はしっかり知りたいたと話題になった。トリチウム水(液)は水と同じだからすぐ体から排出され比較的安心とか言う。いや、海藻の光合成作用で水素のようにトリチウムが炭素・酸素と結合し

宮古で講演したので広瀬隆さんが右のような図を示したことがありました。中性子がベータ線を出し切ると陽子になってしまいヘリウムと同じになる。ヘリウムは水素と違って他元素と結合しない。これでDNAの二重らせんが途切れる。そんなことも話題に出ました。この辺をもう少し素人にわかるような記事がほしいという意見がありました。

再処理工場のトリチウムはさらに膨大

現在福島第一原発地内タンクに貯まる汚染水約一一〇万トンのトリチウム

予防原則で対処を

トリチウムの健康被害について否定肯定両方の学説があり結論がつかない。こういう時は「予防

七兆ベクレルで約二・五倍も多い。福島のトリチウム放出は六ヶ所工場のトリチウム放出に連動します。

原則」を適用すべきです。オゾン層破壊では「予防原則」を適用しフロンを規制し成功しました。アスベストでも欧米では「予防原則」で禁止したが、日本はそうせず被害が拡大しました。放射性物質の環境への放出は「予防原則」を適用して最小限に抑えるべきです。